

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○高井千歳さん 皆様、おはようございます。熊本市第一選挙区選出・参政党の高井千歳です。

本日は、議員となって4回目の質問の機会をいただきました。議長はじめ先輩議員、同僚議員の皆様には、心より感謝を申し上げます。また、豪雨などの対応で非常に厳しい局面の中、かじ取りをしていただきしております木村知事はじめ執行部の皆様には、心より敬意と感謝を申し上げます。

皆様御承知のとおり、今年10月に親子休憩室が開設をされました。これまで議会棟内には、お手洗いも含め、おむつ替えできる場所がなく、子供連れて来られた方は、防災棟まで足を運ばなければならぬ状況でした。

今回の開設により、親子休憩室にはおむつ替えの台や授乳室も整備され、環境が大幅に改善をされています。改めて、親子休憩室の整備に御尽力いただいた議長はじめ職員の皆様に深く感謝を申し上げます。

今後も、より多様な方々に開かれた県議会となるよう、私自身も積極的にこの親子休憩室の存在を広く周知してまいります。

さて、本日は、外国人政策についても質問をさせていただきますが、まず強調して申し上げたいのは、私の問題意識が決して排外的な発想から生じているものではないという点です。今後、外国人材の受入れが実質的に無制限のまま進んでいけば、日本という国の方そのものが、大きく、そして不可逆的に変わってしまうのではないかと、その深い危機感に基づいております。

この夏の参議院選挙では、日本人ファーストという言葉が一部で誤解を生みました。しかし、これは、日本人が1番で外国人が2番といった序列づけの発想ではありません。私たちが訴えたかったこと、それは、いわゆる失われた30年の中で、日本人は懸命に働き続けてきたにもかかわらず、賃金は上がらず、税金や社会保険料ばかりが増え続け、国民負担率はついに46%に達しているという現実の中で、もっと国民のほうを向いた政治が必要だということです。

国民が苦しむ一方で、国は、コーポレートガバナンス改革の名の下、企業利益が株主へ最大化される仕組みを整えてきました。日本人の実質賃金は、この30年間変わらず、ほぼ1倍のまま、しかし、株主への配当額は、この30年で約8倍に膨らんでいます。そして、日本の主要企業の約3分の1の株は、既に外国資本や外国人投資家に持たれています。

働いても働いても豊かさが国民に還元されない現状に、多くの国民が深い失望を抱いている表れだったと思います。

さらに、企業や経営者の側からは、1円でも安い労働力を求めて、外国人材の受入れが加速をしていますが、例えば、外免切替えの基準の緩さや取得ハードルの低い経営管理ビザ、外国資本による土地の買収など、法整備が不十分な状況の中で、急激に歯止めなく外国人材の受入れを進めることには慎重さが求められます。

私たちが日本人ファーストという言葉に込めたのは、こうした国民生活を真正面から見据え、国民のほうを向いた政治を取り戻したいという切実な思いでした。

古来より、我々日本人は、多くの渡来人や文化を受け入れ、日本人や日本文化と統合や融合を繰り返し、世界でも固有の文化を築いてまいりました。しかし、急激な外国人材の受入れは、歴史上初めてのことです。そこにもっと慎重さが必要なのではないかということを問題提起しているのです。

したがって、本日ここで外国人政策について質問することは、誰かを差別したり、排除したりする意図からでは決してありません。この点につきまして、改めて御理解を賜り、質問に入らせていただきます。

まず、外国人との共生を推進するアクションプランの作成についてお尋ねいたします。

先日、県が外国人との共生を進めるアクションプランの素案をまとめたと発表がございました。現在、県内には、約2万9,000人の在留外国人が暮らしております、前年比では14.8%の増加、伸び率は全国7位です。過去10年で見ると2.92倍に増加し、この伸びは全国で1位と報じられています。

一方、国全体でも、労働力不足を背景に、外国人受入れが急速に拡大をしています。技能実習制度は、育成就労制度へ移行し、国は、2024年度からの5年間で最大82万人の外国人労働者を受け入れる方針です。

また、家族の帯同や永続的な定住が可能となる特定技能2号は、対象分野が2分野から15分野へと大幅に拡大をしました。その背景には、日本の急激な人口減少があります。2024年10月の人口推計では、日本人の人口は、1年間で約90万人減少をしています。和歌山県の人口が約92万人ですので、和歌山県1つの日本人が、1県分の日本人が毎年減り続けていることになります。

こうした人口減や人手不足の対応策として、国民的議論が不十分なまま、実質的な移民政策が進んでいるというのが実情です。もちろん、建設や介護など一部の分野では、外国人労働者は不可欠です。県内の経営者の方々からも、外国人の方々のおかげで人手不足が解消したや、大変真面目に働いてくれるといった声を私も伺っております。

しかし、一方で、受入れ拡大を続けた国々では、自国民の賃金の停滞、社会保険料の増大、文化的な摩擦、治安の影響など、多くの課題が指摘をされています。

青山学院大学の福井義高教授によれば、移民の経済効果は、移民自身の取り分を除くと、自国民への効果はほぼゼロ、むしろ競合する庶民にはマイナスで、逆所得分配となり、格差拡大につながるとされています。

令和6年度版の経済財政白書によれば、日本人と外国人の間には28%の賃金差があり、企業にとっては外国人を雇用するほうが安く済む構造になっています。つまり、安価な労働力が増えれば、日本人の雇用は守られず、賃金は上がらない、こうしたことは、欧州では既に経験をされ、全体のGDPは上がるが、1人当たりGDPは上がらず、移民の経済効果は論じるまでもないとされているそうです。

また、治安面でも課題があります。現在熊本では、治安面への影響はありません。しかし、警視庁によれば、短期滞在者や入管難民法違反を除いた外国人の犯罪率は、日本人を1とすると1.72倍になると

ということです。

私は、今年5月、クルド人問題が顕在化している埼玉県川口市を訪れ、地元の方々、約10名から15名ほどの方だったと思いますけれども、直接お話を伺いました。外国人が多い地域ですが、問題が深刻な地域もあれば、全く被害のない地域もあり、市内でも地域差があること、また、危機感の温度差があることも分かりました。

多文化共生は、もちろん理想です。しかし、実際に、騒音などの被害が何年も続いた方や、問題に悩み、長年心療内科に通われている方々の声を聞くと、理想論だけでは済まされない深刻な現実があると痛感をしました。

学校現場でも、外国人児童生徒が急増し、授業が進まず、対応が追いつかないなどという声が上がっていました。

また、川口市では、外国人排斥を訴えるデモとそれに対するカウンターデモが同時に行われ、地域の緊張が高まることあると伺いました。

私は、このような排外的なデモに断固として反対ですが、しかし、市民や県民の理解が得られないまま政策が進めば、分断や争いの火種となります。

そして、何より私が懸念しているのが、生産年齢人口に占める外国人の割合が急速に高まっていくことです。現在のペースで受入れが続けば、20年後には、在留外国人は1,000万人を超え、生産年齢人口の6人に1人が外国人になるという可能性もあります。

熊本県で試算すると、日本人の生産年齢人口が減り続ける中で、今のペースで受入れが続けば、10年後には生産年齢人口の8人に1人、20年後には5人に2人弱が外国人という構造になる可能性も否定できません。

このように、急激に、そして上限を設けずに外国人労働者の受入れが続けば、社会構造、治安、教育、地域コミュニティーなど、県民生活に直接影響し、次世代の熊本、そして日本の形そのものを変えてしまう可能性があります。

今回のアクションプランは、まさに県民生活に影響する計画です。県の意見公募手続実施要綱でも、県民生活に影響する施策は、原則パブリックコメントの対象です。しかし、県は、このアクションプラン作成に当たって、パブリックコメントは行わない方針としています。

外国人との共生は、行政だけで完結できる政策ではありません。生活のトラブル、コミュニケーション、学校の負担、行政コスト、地域の治安など、地域住民の理解がなければ、摩擦だけが増え、外国の方々にとっても不幸なことです。地域住民の理解と安心の上に成り立つ取組だからこそ、県民の声をどう集め、計画に反映させるのかが最も重要な論点です。パブコメを実施しないのは適切ではないと考えます。

将来の人口構造すら揺るがす局面だからこそ、県民の声を丁寧に聴き、計画に反映させることは不可欠だと考えますが、アクションプラン作成に当たり、県民の声をどのように収集し、計画に反映させるのか、知事公室長にお尋ねをいたします。

[知事公室長深川元樹君登壇]

○知事公室長(深川元樹君) まず、外国人材との共生推進アクションプランの位置づけについて御説明します。

県では、昨年度策定したくまもと新時代共創総合戦略に、今後の外国人材との共生や多文化共生社会の実現に向けた取組方針を明記し、施策展開を図っています。

さらに、多文化共生の推進及び外国人材の受入れ環境整備を行うために、熊本県外国人材との共生推進本部を設置しました。この推進本部では、課題の洗い出し、最新データの共有に加え、各部局の取組実績や具体的な施策の方向性等について議論しています。

アクションプランは、総合戦略に掲げた事柄を確実に推進するため、推進本部会議において議論された府内の施策を取りまとめたものです。

次に、議員御指摘の県民の声の反映手法についてお答えします。

県政に係る意見提出手続実施要綱では、県民を対象とした実施機関の政策に関する意思決定に係る案であって、県の政策に関する基本構想、基本方針、基本計画等の策定または変更の案がパブリックコメントの対象とされています。

のことから、総合戦略の策定に当たってはパブリックコメントを実施しましたが、今回のアクションプランは、府内の施策を取りまとめたものであるため、パブリックコメントの実施までは考えていません。

しかしながら、県内の在留外国人数が過去最高を更新する中、外国人材との共生等については、議員御指摘のとおり、県民の声を丁寧に聴くことがとても重要です。そのため、市町村や外国人コミュニティ、その他外国人材受入れに携わる民間企業、団体にヒアリングを実施し、今後の取組などに反映してまいります。

また、全国知事会は、先月26日に、多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言を採択し、「全国の自治体が一体となり、多文化共生と地域社会の安定を両立させる持続可能な社会づくりを」「進めていく」としています。

本県としても、引き続き、地域住民の理解を得ながら、推進本部を軸として、日本人も外国人も安全、安心に暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

[高井千歳さん登壇]

○高井千歳さん 知事公室長に御答弁をいただきました。

このアクションプランは、府内の施策を取りまとめたものであるため、関係団体からのヒアリングは行うが、広くパブリックコメントは行わず進めると、そういった御答弁でした。

今回、私、ヒアリングを行う中で感じたことは、この責任の所在がどこにあるのかという点です。担当課によると、あくまでもこの外国人材の受入れを進めているのは企業であって、県はその環境整備をしているだけだという説明が繰り返しなされていました。しかし一方で、実際には、外国人材の確保に向け、知事自らトップセールスで海外を訪問されるなど、県として旗振り役を務めている側面がありま

す。

その状況を踏まえると、県は、積極的な外国人材の確保を推し進めているわけではないという説明には、少し無理があるように感じます。

誤解のないよう申し上げたいのは、深刻な人手不足の中で、外国人材の受け入れ全てに反対しているものでは決してありません。人口動態や人口減による経済縮小などを踏まえ、中長期的に、そして多角的にシミュレーションと分析を行った上で、次世代に責任ある形で外国人材の受け入れを考えるべきだと申し上げているまでに過ぎません。その上で、きちんと県民へビジョンを示し、理解を得ていくことこそが真の共生につながると思います。

世界を見渡せば、例えばスウェーデンでは、1990年代から積極的な外国人材の受け入れを行ってきましたが、近年では、自主帰国を決めた外国人には、最大35万クローナ、日本円にして約490万円を給付するという政策の大転換を行っています。

人権を重んじる我が国では、将来何か問題が起こったとしても、このような思い切った政策はできないと思います。だからこそ、受け入れに当たっては、中長期的なビジョンを持った計画が必要です。

また、昨今、土葬墓地の整備をめぐって、大分県をはじめとする各地で意見が対立しています。土葬墓地問題に限らず、文化的な摩擦が少しづつ表面化してきていることも事実です。

私たちは、郷に入れば郷に従うという言葉のとおり、海外に旅行したり、居住したりする場合には、相手国の文化や風習にリスペクトの姿勢を持つはずです。逆もまたしかりで、外国の方々への配慮は当然必要ですが、我が国には我が国の文化や風習があり、それを唯々諾々とのんびりいくのではなく、一定の線引きも必要であるという点も念頭にプラン作成に取り組んでいただきたいということをお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

昨日、幸村議員からも御質問がありましたが、私からも、家事支援外国人受入事業の導入について、質問をさせていただきます。

令和7年10月の記者会見で、知事は、家事支援外国人受入事業導入の発表をされました。

これまで、外交官や高度人材の方が雇う場合しか、外国人が家事支援業務に携わることができませんでした。しかし、国家戦略特区の制度の中で、第三者管理協議会で管理することで、家事支援サービス企業に雇われる外国人の入国、在留を緩和するものです。

この事業は、既に、東京都、神奈川県、千葉市、大阪府、兵庫県、愛知県でも行われています。県は、導入に当たり、この制度を子育て支援と位置づけていますが、利用者に対する補助制度はなく、利用料は全額自己負担となります。

全国調査でも、家事支援サービスの利用率は僅か1.8%にとどまり、利用されない最大の理由は、価格が高いからという点が明らかになっています。制度の実態や地域の状況を踏まえると、本当に熊本県での導入が適しているのか、大きな疑問を持っています。

さらに指摘したいのは、制度導入に必要な県内ニーズ調査が行われていない点です。本来であれば、導入前に、世帯構造や共働き率、家事負担感、利用意向、価格許容度、外国人家事支援人材に対する需

要意識などを調査すべきと考えます。しかし、今回こうした調査が実施されないまま、導入だけが先に進んでいるように見受けられます。

予算を伴わない事業とはいえ、私の元には、誰のための事業なのか分からぬであるとか、特区制度を利用し、ビザの緩和をすることがアリの一穴となり、このような外国人材受入れがどんどん進んでいくのではないかなどの懸念の声を多くいただきました。

また、先ほども申したように、外国人材の受入れ全般に関しては、全国的に急拡大していますが、その裏側には、中長期的なリスクも存在します。

加えて、家事支援外国人受入れの場合は、家庭という監督しづらい環境で働くため、トラブルや労働条件の把握が難しく、運用には特に慎重さが求められます。

以上の点を踏まえると、家事支援外国人受入事業を熊本県で導入をするのであれば、まずは県内の正確なニーズ把握、利用者の家計負担の検討、監督体制の整備、そして外国人受入れの中長期的なリスク評価といった視点を明確に提示し、県民が納得する事業なのか、再検討する必要があると思います。

県民が納得しないまま導入を急ぐのではなく、本当に熊本にとって必要な制度なのか、子育て世代が利用しやすい制度なのかという丁寧な検討を求めますが、県としての考えを知事に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 高井議員から、国家戦略特区制度を活用した家事支援外国人受入事業について御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

まず、国家戦略特区制度というものは、大胆な規制、そして制度改革を実行し、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出することを目的に、国で創設された制度でありまして、本県は、昨年6月に指定を受けたところでございます。

議員御紹介のとおり、本事業は、既に他の都府県で実施がされております。本事業を活用した家事支援サービスを利用する世帯は年々増加して、現在既に取り組んでいる6都府県では、月に約1万世帯の利用がある状況です。内閣府及び6都府県によれば、本事業によるトラブルはほとんど生じていないと聞いております。

本県においても、共働き世帯の増加や企業の福利厚生による生活サポートを背景に、他県と同様に家事支援の需要が増加する見込みであることに加え、他県で家事支援事業を利用していた方々が熊本に転勤、移住しても同様の環境を維持できるようにする観点からも、家事支援サービスの充実のため、国の認定を受け、受皿を用意することを可能にしたものでございます。

家事支援サービス企業が提供するサービスは多様であり、サービスを丸一日利用する形だけではなく、掃除や炊事などに限った2~3時間のスポット的な利用も可能であり、必ずしも高所得者向けに限らず、利用しやすいサービスとして提供しております。

家事支援サービスを利用してすることで、例えば、週末にまとめて行っていた掃除の時間を子供と外出する時間に充てられるなど、家事負担の軽減や子育て世代の生活の充実につながるものと考えております。

ちなみに、本事業では、その受け入れる外国人材については、出身国などにおける研修を修了した上で認定資格を取得して、かつ、実務経験を有するなど、厳格な資格要件が課されております。また、家事支援サービスをする企業については、日本国内で3年以上の事業実績や事業を遂行するための経済的基礎を有していることなどが要件となっております。

これらの資格要件は、出入国在留管理局や労働局など国の関係機関、そして県で構成する第三者管理協議会において厳格に審査されます。受入れ人材は審査で認められた企業に雇用されるという仕組みでございます。

さらに、この協議会では、そのサービスの提供状況などについて報告を求め、隨時監査を行い、問題があれば事業者を指導する権限を有しております。

このような仕組みがしっかりとされた体制で運用していることが、この事業の特徴の一つであると私は考えております。

しかしながら、本事業の実施を発表して以降、議員も御指摘いただきましたように、移民が増えるのではないかとか、また、様々な、漠然とした不安に関する御意見も含めて、500件以上の意見が寄せられたところです。

ただ、これはもう本当に申し訳ないのは、本事業では、第三者管理協議会による厳格な管理の下で、必要な外国人材を5年を上限に受け入れるものであって、決して移民の受入れを促進するものではありません。昨日の城下議員の御質問でも私から申し上げましたけれども、この制度は、県が全く関与できない一般的な外国人材の受入れと比べて、県も一定の権限を持って厳格に管理することができる長所があると考えております。

県としては、本事業について不安を感じておられる県民の皆様に対して丁寧に説明をするとともに、今年度中に設置予定の国、県による第三者管理協議会において、外国人材の入国や就労状況などを厳格に管理、審査しながら事業に取り組んでまいりたいと考えております。

[高井千歳さん登壇]

○高井千歳さん 知事に御答弁をいただきました。

厳格な制度の下行われるということですので、安易な移民受入れではないということをお聞きいたしました。

しかし、繰り返しになりますけれども、そもそも誰のための事業なのか、なかなか県民には理解しづらい部分があると感じています。やはり、子育て世帯が共働きを選ぶ理由の一つは、1馬力では生活が厳しいという経済的事情が主ではないかというふうに思います。

私の周囲の子育て世帯に聞いても、このような家事支援サービスを気軽に利用できるという声はほとんどなく、利用のハードルを感じている方が多くいました。特に補助があるわけではありませんので、県民にとっては恩恵が見えにくく、むしろリスク面にばかり意識が向いてしまうのも理解はできます。

今後この事業を進めていくに当たっては、実施しつ放しにせず、運用状況や県民の反応をしっかりと注視していただきまして、適宜御対応していただきたいことをお願い申し上げ、次の質問に移らせてい

ただきます。

次に、太陽光FIT後におけるパネル放置ゼロの取組について。

この質問は、昨日、松田議員からも御質問があり、知事から大変心強い御答弁がありましたが、非常に重要な課題だと思いますので、私からも質問させていただきます。

太陽光発電の固定価格買取制度終了後のパネル放置対策について、熊本県でも検討が進んでいると、先日の報道でございました。

国の制度が整わない中で、県が独自に放置ゼロを目指す取組を進めようとしていることは大変重要であり、非常に評価すべきことと考えております。

一方で、FIT制度により、県内でも多数の太陽光発電設備が設置をされ、事業者は、20年間の高い買取り価格によって、安定した収益を得てきたことも事実です。

しかし、このFIT買取期間は、早い設備では2030年前後から順次終了し、使用済みパネルの大量発生が避けられない段階に入っています。環境省の試算では、全国的に、2030年代後半から、年間70万から80万トン規模の廃棄パネルが発生し、埋立容量にも影響すると言われています。

その一方で、国の太陽光パネルリサイクル法案は法制化が見送られ、責任区分や費用負担について、明確なルールが存在しない状況が続いています。したがって、熊本県が先んじて現実的な制度づくりに踏み出すことの意義は非常に大きいと考えます。

今後、検討会議を進めていかれる中で、大きく3つ課題があると思っております。

まず第1に、撤去、処理費用の積立て不足です。

国の制度で積立ては求められていますが、昨今の物価高騰の影響で、当初の想定と乖離し、積立額が実費に届かない可能性があることが指摘をされています。撤去費用が不足したままFIT終了を迎れば、放置や管理不全が発生する可能性があります。

第2に、責任の所在が不明確である点です。

国の制度が未整備のため、撤去、原状回復の責任、回収・リサイクル費用の負担、放置された場合の行政対応など、これらが曖昧であり、最悪の場合、県民や県費に負担が生じかねません。

しかし、県民は、再エネ賦課金という形で、長年太陽光発電事業を支えてきました。追加の負担を県民に求めるのは二重負担であり、妥当ではありません。

第3に、実態把握の遅れです。

どの設備がいつFITを終え、撤去費用が確保されているのか、把握することが非常に重要ですが、先日担当課に伺ったところ、県内の事業者にアンケート調査を行ったと聞きました。しかし、約200の事業者のうち、回答したのは78事業者で、約38%の事業者の実態しか把握ができなかったとのことでした。県内全体の事業者の実態把握を行っていくことは、放置ゼロを掲げる上で大きな課題です。

以上を踏まえ、1、事業者責任を明確にした県独自のルールづくりやさらなる実態把握、2、撤去やリサイクルの出口となる県内処理ルートの構築、3、市町村との連携による監視指導体制の構築、以上3点が必要と考えますが、商工労働部長の御見解をお伺いいたします。

[商工労働部長上田哲也君登壇]

○商工労働部長(上田哲也君) 固定価格買取り期間、いわゆるF I T終了後の事業用太陽光パネルについては、買取り価格の大幅な低下による発電廃止に伴い、パネル等の大量廃棄、さらには、パネルが撤去されないまま放置されることが懸念されます。

そのため、県では、今年度、学識経験者や発電事業者、リサイクル業者及び行政から成る太陽光F I T後パネル等放置ゼロ対策検討会議を設置し、対策の検討を開始しました。

会議では、近年の人件費や燃料費などの高騰により、現在の国の廃棄等費用積立制度による積立額では、撤去費用が不足する可能性が高いことが指摘されました。また、リサイクル費用の負担は決まっていないが、パネル等の撤去や原状回復は、設備の所有者である発電事業者に義務があり、確実に撤去されるよう求めるべきとの意見もございました。

このような会議での意見を踏まえ、関係市町村とも連携し、発電事業者の管理や撤去資金等の確保状況をしっかりと把握をしてまいります。

さらに、事業者が責任を持って撤去を行うよう、必要となる撤去資金の確保を求めるなど、将来太陽光パネルが放置されることがないよう取り組んでまいります。

また、リサイクルに関して、検討会議では、太陽光パネルの高度なリサイクルの義務化が必要との意見がありましたので、国に対しリサイクル制度の創設を求めるとともに、関係部局と連携し、県内における処理体制が確保できるようにも取組を進めたいと考えています。

県として、将来太陽光パネルが放置されることがないよう、必要となる撤去資金の確保、災害リスクや景観、自然の観点で問題がある発電施設に対する対応、さらには、リサイクル体制の確保など、熊本モデルとして対策を取りまとめ、しっかりと取組を進めてまいります。

[高井千歳さん登壇]

○高井千歳さん 商工労働部長に御答弁いただきました。

現在対策検討会議の中で中身の検討を進められているとのことで、私も大いに期待しております。

また、昨日の知事答弁では、再エネの推進だけでなく、熊本の自然を守り、次世代へつないでいくという、大変心強いお言葉をいただきました。

リサイクルに関しては、国の法制度の整備やリサイクル技術を持った事業者の確保など、まだまだ課題が山積している部分があるかと思いますが、ぜひ前向きに検討を進めていただきたいと思います。

先日、県内のメガソーラー施設を視察させていただきましたが、パネル撤去後の跡地をどうするのかという点も大きな課題です。もともと林地であった場所も、開発許可を取得した時点で林地ではなくなるため、再造林する義務は事業者には課されていません。事業者の責任においてその後の活用が図られるとは思いますが、ぜひ、この課題についても、事前に活用計画を立てるよう周知徹底していただければというふうに思います。

次に、肥料として利用される下水汚泥に含まれるP F O S、P F O Aについてお尋ねをします。

近年、全国各地の下水処理場の汚泥からP F A Sが検出をされ、農地や地下水、農産物への影響が社

会問題となっています。

御承知のとおり、PFAは、自然界ではほとんど分解されず、肥料化しても熱処理しても残留する永遠の化学物質と呼ばれています。

体内に取り込まれれば、排出されにくく、免疫機能の低下や甲状腺への影響など、健康リスクも国内外で指摘をされています。

このような中、熊本北部浄化センターでは、下水汚泥のおよそ4割が肥料化された後、農地に利用され、残りが建設資材として再利用されていると承知をしております。

しかしながら、この汚泥にPFOS、PFOAがどの程度含まれているのか、県として、現時点で把握はできていないとのことです。

全国では、京都大学が全国34の処理場を調査したところ、全ての汚泥からPFAが検出されたという報告もあります。また、沖縄県や岐阜県八百津町などでは、流入水、放流水、汚泥を対象にPFAの測定を行い、その結果を公表する自治体もあるなど、透明性のあるモニタリングが進んでいる地域もあります。こうした状況を踏まえれば、熊本県も決して例外ではない可能性が高いという前提で対応すべきだと考えます。

特に、肥料化された汚泥にPFAが含まれていた場合、そのまま農地の土壤に残留し、野菜や果実に吸収され、最終的には県民の体内に取り込まれる可能性があります。県民の健康を守り、農地や地下水を問題が起きる前に保全をするためにも、汚泥の再資源化と化学物質リスクの管理の両立は避けて通れない課題です。

そこで伺います。

熊本北部浄化センターを含め、県内の流域下水道の処理施設において、肥料に利用される下水汚泥中のPFOS、PFOAのモニタリングの実施は検討されないので、土木部長に伺います。

[土木部長菰田武志君登壇]

○土木部長(菰田武志君) 肥料に利用される下水汚泥中のPFOS、PFOAの測定についてお答えします。

下水処理の過程で発生する汚泥については、国は、肥料としての利用を促進するため、汚泥に含まれる窒素、リン等の資源の有効利用を図る目標を掲げており、県においても、肥料への利用を推進しているところです。

現在、県が管理する熊本北部を含む3つの流域下水道では、汚泥の処理を民間企業に委託しており、その約半分をセメントや道路の路盤材等の建設資材に、残りの半分を肥料にリサイクルしています。

県から委託を受け、肥料を生産する企業は、原料となる汚泥等について、いわゆる肥料法に基づく有害物質に係る基準を遵守する必要があります。県においても、汚泥の有効利用を図る観点から、肥料化を開始して以降、自主的に有害物質に係る調査を行っており、31項目全てにおいて、基準値以下であることを確認しています。

しかし、PFOS、PFOAについては、肥料法を含め、法令基準がないため、現在試験項目の対象

に含めていません。

一方で、近年、国内の一部の下水処理場の汚泥からPFOA、PFOSが確認されているとの報道や、下水道管理者として、予防的措置の見地から、流域下水道においても、状況把握に向けた検討を進めています。

現在、下水汚泥に含まれるこれら規制外物質の試験方法について、全国の事例を調査するなど、測定に向けた検討、準備を進めているところであります、今後、測定結果を明らかにしていきたいと考えています。

[高井千歳さん登壇]

○高井千歳さん 法令上の基準がないため、試験項目には含めていないものの、今後、予防的措置の観点から、下水汚泥のPFOA、PFOS測定に向けた検討、準備を進めていくとの前向きな御答弁を土木部長よりいただきました。

以前、私は、県内で直接ネット販売などを通じて消費者にお米を届けていらっしゃる農家の方から、県外のお客様から、熊本のお米は大丈夫ですかというお問合せがあるというお声を伺いました。これは、半導体企業の進出に伴う誤った認識や過度な懸念から生じているものだと思いますが、このような風評は絶対にあってはならないと思います。だからこそ、しっかりと調査を実施していただきまして、根拠のない風評が広がらないよう、透明性のある情報公開と丁寧な説明をお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

次に、本県の死亡者数の増加について伺います。

人口動態統計によると、本県及び全国で、2021年から2024年にかけて死亡者数が増加をしています。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

このグラフは、厚生労働省の人口動態統計から、全国の死亡者数の推移を表したものですが、全国の死亡者数は、2021年から2024年にかけて増加をしています。

2020年は、コロナ元年と呼ばれた年になります。年始から始まったコロナ騒動は、5月には行動制限や行事の中止がありました。しかし、あれだけ騒動になったにもかかわらず、前年より死亡者数はマイナス8,338人減少をしています。

死亡者数が減った原因としては、行動制限により、例年に比べ事故などが減ったことや、また、コロナウイルスが蔓延したことによるウイルス干渉により、例年はやっていたインフルエンザでの死亡者数が減ったことなどが可能性として指摘をされています。

しかし、2021年の死亡者数は、一転して、前年よりプラス約6万7,000人で、約144万人と戦後最多、東日本大震災のあった年よりも死亡者数が多い状況になりました。

そして2022年には、さらに増加し、前年よりもプラス約12万9,000人で、約157万人、2023年には、さらに過去最多を更新し、約158万人、2024年には、さらに増え、約160万人となっています。

2020年から2024年の4年間で、全国の死亡者数は約23万人増加しており、これは、戦後でも例のない急増です。コロナがはやったから死亡者数が増えたのではないかと、こういった意見もあります。しか

し、コロナ陽性者の死亡者数は、2021年は約1万7,000人、2022年は約4万8,000人となっています。つまり、全国の死亡者数の増加をコロナ死だけでは説明ができない状況です。

続いて、本県の死亡者数の状況です。

2020年、コロナ元年は、死亡者数が、全国と同じ傾向で、前年より514人減少をしています。しかしながら、2021年は、前年より937人の増加、2022年は2,334人の大幅な増加が見られます。2023年は、前年より162人減少していますが、依然として高水準となっています。

次に、県内の死亡者数の推移を月ごとで見てきます。

2015年から県内の死亡者数をプロットしていますが、オレンジ色の2016年は、4月に熊本地震が発生し、震災関連死も含めて278人の方がお亡くなりになっています。特に7月、8月には死亡者数が増えていることが見てとれます。

高齢化が進み、毎年少しづつ死亡者数は増えているとはいえ、毎年のグラフの相関性にあまり変化がないことが見てとれるかと思います。

そして、年明けからコロナ騒動が始まった2020年、これは黄緑色で示していますが、この2020年は、先ほども申したように、死亡者数は前年より514人減少をしています。

次に、2021年からのグラフです。2021年は、コロナワクチン接種が始まった年です。この年の県内の死亡者数は、前年に比べ937人増加をしています。特に、2021年12月以降の死亡者数が増えているのが見てとれます。

2022年は、4回目、5回目の接種があった年です。この年の県内の死亡者数は、前年よりプラス2,334人と、大幅に死亡者数が増加していることが分かります。

一般的には、夏場の死亡者数は少なくなりますが、この年は、例年では考えられない夏場の死亡者数の増加、この緑色の点の部分になりますけれども、夏場の死亡者数の激増が見られます。その後も、2022年12月から2023年1月にかけて死亡者数の急増が見られます。

2023年は、6回目、7回目の接種があった年です。前年に比べると、死亡者数はマイナス162人となっていますが、依然として2万4,000人を超える県内の死亡者数が多い状況です。

次に、2019年から2023年にかけて、県内の死亡者数とコロナによる死亡者数を表に表しています。

コロナウイルス感染症によって死亡者数が増えたという指摘もありますが、2019年、コロナがはやる前の年の県内死亡者数が2万1,670人に対し、2022年の県内の死亡者数は2万4,427人となっています。その差は2,752人ですが、2022年、コロナで亡くなった県内の方は745人です。つまり、コロナ死を除いても、2019年から比べると、2022年は2,000人以上の死亡者数の増加が見られます。

全国的にもこのような死亡者数の激増が見られますが、国は、この検証すらしようとしていません。検証されていないので、その原因は分かりません。

しかし、昨年12月の一般質問でも示したとおり、日本国内において新型コロナワクチン接種後に急に発症し、日本の医学学会で報告された疾患は多岐にわたっています。また、ファイザー社が公開したコロナワクチン接種後に発症した疾患は1,291種類にも上っています。つまり、接種した後、体調不良が

あっても、症状や疾患が多岐にわたっているため、ワクチンによる健康被害とは気づかずにお亡くなりになられた方もいらっしゃる可能性があります。

県民の健康と命を預かる行政として、2021年からの死亡者数の増加や季節外れの死亡者数の増加をどのように分析しているのか、また、新型コロナワクチンとの関連性をどう考えるのか、今後同様の感染症が発生した際の対応を見据え、県としての現在の見解を健康福祉部長にお尋ねいたします。

[健康福祉部長下山薰さん登壇]

○健康福祉部長(下山薰さん) まず、本県の死亡者数についてですが、死因別に見ると、老衰による死亡率が令和2年以降増加し続けており、高齢化の進展が死亡者数増加の一因となっていると考えられます。

一方で、コロナ禍という前例のない状況下における死亡者数の増加の原因を分析するためには、平常時以上に様々な要素を考慮する必要があります。

例えば、議員御指摘の令和4年8月や令和5年1月は、多くのクラスターが発生するなど、流行のピークと重なっています。これによって死亡者数が増加したとも考えられますが、詳細な原因の分析は非常に困難であると考えています。

次に、死亡者数の増加と新型コロナワクチンとの関連性についてです。

ワクチンは、接種開始後も定期的に専門家による安全性の評価が行われており、新型コロナワクチンについては、現時点では、利益や効果がリスクを上回ると考えられ、ワクチンの接種体制に影響を与える重大な懸念は認められないと評価されています。

また、新型コロナワクチンが死亡者数の増加に影響しているかどうかについては、本年10月に、厚生労働大臣が、記者会見において、調査できるかどうかも含めて専門家に確認を行っていると説明されています。

現時点では国が死亡者数の増加とワクチンの関係について把握をしていない中で、県としてこれ以上の見解を示すことは困難と考えています。

今後、国から新たな知見及び方針が示された際には、それらを踏まえて適切に対応してまいります。

[高井千歳さん登壇]

○高井千歳さん 健康福祉部長に御答弁いただきました。

国が死亡者数の増加とワクチンの関連について把握をしていない中で、県としてこれ以上の見解を示すことは難しいとのことでした。おっしゃるように、多くの要因が考えられる中で、県として独自でこういった調査をするのは難しいと思います。

国は、コロナワクチンも含めたコロナ政策の総括をしていません。本来であれば、約9億回分、約7兆円分の予算を投じてワクチンを購入し、思いやりワクチンといって、重症化しない子供や若者にも推奨をしました。しかし、実際には、感染予防効果、そして発症予防効果はなかったと言われています。さらには、ユーチューブなどのSNSでコロナワクチンという文言を言っただけで、その投稿が消されたり、アカウント停止になってしまうということがございました。多角的に情報を取ることが困難な、

ゆがんだ言論空間がつくられていたと私は思います。

そして、何が原因か分かりませんが、明らかに死亡者数は増えています。政治の仕事は、当然ながら、国民の命、財産、領土を守ることは言うまでもありません。表では誰一人取り残さないと言いつつも、これだけ死亡者数が増えているにもかかわらず、検証をしない国の姿勢には憤りすら感じます。

やはり、国に対して、県からも、ワクチン政策を含むコロナ対策の検証をしっかりと求めていただきたいと要望いたしまして、次の、最後の項に移りたいと思います。

最後に、県の環境基本計画における再エネ発電量の割合の見直しについて要望させていただきます。

今回示されました県環境基本計画素案では、2030年までに再生可能エネルギー発電量比率を50%とするという目標が掲げられております。この目標が、現実的かつ持続可能なものであるかどうか、改めて慎重な検討が必要だと感じております。

国は、2040年までに、再エネ比率を5割とする目標を示しています。しかし、その実現に必要だとされる規模感は極めて大きく、全国で現在設置されている太陽光パネルは、既に香川県の約4分の3に相当する面積であり、これをさらに3.6倍に拡大することになります。また、風力発電についても、国内にある風車の本数を、現在の9.1倍、約4,500基に増やす必要があるとの試算です。

しかし、本県でも、太陽光発電設備の増加に伴い、先ほどのFIT制度終了後のパネル撤去や大量廃棄の問題、跡地の管理など、これから本格化する課題を避けて通ることはできません。

したがって、環境基本計画に掲げられた2030年、50%という目標については、再エネ導入の現実的な上限、環境負荷、災害リスク、そして廃棄物処理体制といった多角的な要素を踏まえ、実現可能性を丁寧に見極めていただく必要があると考えます。

また、この数値目標は、第2次熊本県総合エネルギー計画を踏襲したものであると承知をしていますが、エネルギー環境を取り巻く状況は急速に変化しており、計画そのものも、定期的かつ柔軟に見直すことが不可欠です。

目標値が個別計画の延長線上で固定化されるのではなく、新たな課題や県民の声を反映させて更新していくことを強く望みます。

つきましては、本県の再エネ比率の目標について、実現性のある計画として再検討していただき、あわせて、総合エネルギー計画についても、課題の深まりに応じて随時の見直しを行っていただきますようお願いを申し上げまして、私の要望とさせていただきます。

以上で全ての項が終わりました。

早いもので、当選してからはや3年がたとうとしております。まだまだ未熟ではございますが、少しでも県政の発展に貢献できるよう、これからも尽力してまいりたいと思いますので、引き続き御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の質疑を終わらせていただきます。

御清聴いただきまして、誠にありがとうございました。(拍手)